

令和7年度 豊島区

- ◎ **低利** の融資
- ◎ 利子の一部を補助

融資 あっせんのご案内

はじめに（制度の説明）

I 中小商工業融資制度

区内の中小企業者が必要な資金を円滑に調達できるよう、区が低利な融資をあっせんし、利子の一部を補助します。

II 日本政策金融公庫融資への利子補給

日本政策金融公庫の国民生活事業が取り扱う資金の一部を利用する場合に、区が利子の一部を補助します。

III 中小企業信用保険法第2条第5項による認定制度（セーフティネット保証）

取引先の再生手続の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、信用保証協会の保証限度額の別枠化等を行います。

I 中小商工業融資制度

● 1 利用できる方

中小企業者で次の要件を満たす方

- (1) 個人事業主の場合は、豊島区に主たる事業所（本拠）があり、原則として引き続き1年以上区内で同一事業を営んでいること。法人の場合は、豊島区に本店登記地と主たる事業所（本拠）があり、原則として引き続き1年以上区内で同一事業を営んでいること。起業の場合は、豊島区で起業すること。
- (2) 個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者が、納期到来分（P5参照）までの住民税・事業税を完納していること。
- (3) 信用保証協会の保証対象業種であること。
- (4) 許認可を必要とする業種は、その許認可を受けていること。
- (5) 個人事業主の場合は、前年の収入金額の2分の1を超える額が融資の対象事業によるものであること。（起業の場合は除く）
- (6) 暴力団、暴力団員等に該当しないこと及び暴力団が経営を支配していると認められる関係等を有していないこと、また暴力的な要求行為を行わないこと。

主な中小企業者の例（中小企業信用保険法第2条第1項）

	製造業等※	卸売業	サービス業	小売業
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
従業員	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下

※製造業等の「等」とは、卸売業、サービス業及び小売業以外の業種をいいます
※飲食業は小売業に含まれます。

○個人事業主の場合は従業員のみ、法人の場合は資本金または従業員のいずれかが該当していること

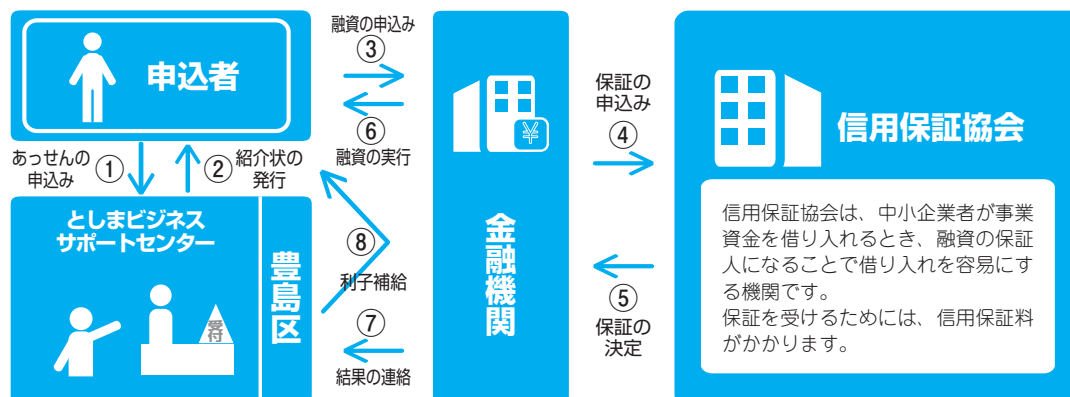
○中小企業者で組織する法人格を有する団体も、中小企業者に含まれます

○LLP（有限責任事業組合）は、対象となりません。

○会社役員及び個人事業における家族従業員は従業員数に含まれません。パート・アルバイト等名目は臨時雇用であっても事業上不可欠な人員は従業員数に含まれます。

2 申込みの流れ

相談窓口で手続き方法など詳細を説明します。
申込者は必要書類を持参し、としまビジネスサポートセンターへお越しください。



- ①必要書類（P4参照）を取り揃え、としまビジネスサポートセンターへ申込みます。
- ②審査のうえ、紹介状を発行します。
※紹介を受けることで融資が約束されるわけではありません。（金融機関と信用保証協会の審査の結果、融資が否決または減額されることもあります。）
- ③紹介状を取扱金融機関（P8参照）へ持参し、融資を申込みます。
- ④金融機関が審査を行い、信用保証協会へ保証の申込みを行います。
- ⑤信用保証協会で、信用保証の審査を行います。起業の場合は信用保証協会で代表者の面接があります。
- ⑥保証の決定を受けて融資が実行されます。
- ⑦金融機関より区に審査結果の連絡があります。
- ⑧区が金融機関を介し、利子補給を行います。（P5「5 注意事項」参照）
※追加融資を申込みの場合は、P6「追加融資を受ける場合」を確認ください。

【信用保証に関すること】

東京信用保証協会 池袋支店
豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル8階
TEL. 3987-5445
<https://www.cgc-tokyo.or.jp>

3 融資あっせん制度一覧

使途または要件を確認し、資金をお選びください。

合計限度額 5,000万円 ※3

資金名		使途	融 資 限度額	返済期間	利率(年利：%) ※1			保証料の 一部補助 ※2
					固定金利	本人負担	区負担 (利子補給)	
運 転 資 金	(長期)	商品、原材料の仕入れ、人件費、家賃、 運賃、リース料等	1,500万円	84か月以内 (据置期間 6か月以内含む)	2.0	1.3	0.7	無
	(中期)		1,000万円	60か月以内 (据置期間 6か月以内含む)	1.9	0.9	1.0	無
	(中期借換) ※2			60か月以内	1.9	0.9	1.0	無
	(短期)		500万円	12か月以内 (据置期間 2か月以内含む)	1.7	1.0	0.7	無
設 備 資 金	(長期)	a. 土地、建物購入（賃貸用不動産は豊島区内に限る） b. 店舗・工場・事務所・賃貸用建物（賃貸用不動産は豊島区内に限る）の新・増改築、修繕等	3,000万円	120か月以内 (据置期間 6か月以内含む)	2.1	1.6	0.5	無
	(中期)	c. 機械・器具・装置・車両（営業用車両、タクシー、トラック等事業用車両）・備品類の購入 * a, b の場合、自己居住部分は除く * 支払済のものは対象外	3,000万円	60か月以内 (据置期間 6か月以内含む)	1.9	1.4	0.5	無

資金名 【使途】	要 件	融 資 限度額	返済期間	利率(年利：%)※1			保証料の 一部補助 ※2
				固定金利	本人負担	区負担 (利子補給)	
小企業資金 (小口零細企業 保証制度) 【運転・設備】	以下のすべての要件を満たす方 a. 従業員数が、20人以下、(卸・小売・サービス業を主たる事業とする事業者は5人以下)の法人及び個人であること b. 信用保証協会の小口零細企業保証を利用すること	2,000万円 ※3	60か月以内 (据置期間 6か月以内含む)	1.7	0.45	1.25	無
小企業借換資金 ※2 (小口零細企業 保証制度) 【運転・設備】			60か月以内	1.7	0.45	1.25	無
経営安定 借換資金 【運転・設備】	以下のすべての要件を満たす方 a. 旧債務を借換の際に完済すること b. 原則として信用保証割合が同一であること c. 本人の申込みであること d. 旧債務が融資実行から1年以上経過し、月々の返済が滞っていないこと e. 旧債務を扱っている金融機関とは異なる金融機関を利用する場合には、旧債務の金融機関の同意を得ていること f. 旧債務に設備資金が含まれる場合は、設備資金として履行していること *「旧債務」とは、借換前の区の制度融資残高のことをいいます。	3,000万円	120か月以内	2.1	2.1	無	無
起業資金 【運転・設備】	以下のいずれかの要件を満たし、区指定の相談員の面談(要予約、3回程度)を受けて、創業計画書を作成した方 ①事業を営んでいない個人で、申込金額以上の自己資金を有し、事業に必要な許認可等を受けており、以下のいずれかに該当する方 (ア) 1か月以内に、新たに個人で豊島区内で起業する具体的計画を有する (イ) 2か月以内に、新たに法人を設立して豊島区内で起業する具体的計画を有する ②事業を営んでいない個人が、個人または法人で豊島区内で起業し、起業した日から1年未満の方 ③法人が自らの事業の全部または一部を継続しつつ新たに豊島区内で設立した法人で、以下のすべての要件を満たす方 (ア) 新たに起業した日から1年未満 (イ) 元となる法人が設立時から筆頭株主または最大の出資者となっている *この他にも対象となる場合がありますので、お問い合わせください。	1,500万円	84か月以内 (据置期間 6か月以内含む)	1.8	無	1.8	無

東京都の「小口」の要件を満たし、かつ豊島区の「小企業資金」「小企業借換資金」の要件を満たす方は、都の信用保証料補助と区の利子補給を併用できる場合があります。

東京都の「創業融資」の要件を満たし、かつ豊島区の「起業融資」の要件を満たす方は、都の信用保証料補助と区の利子補給を併用できる場合があります。

※1 利率は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに融資実行されたものに適用されます。

※2 運転資金(中期借換)と小企業借換資金は、以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- 旧債務(設備資金と経営安定借換資金を除く)を借換の際に完済すること
 - 原則として信用保証割合が同一であること
 - 本人の申込みであること
 - 旧債務が融資実行から1年以上経過し、月々の返済が滞っていないこと
 - 旧債務を扱っている金融機関とは異なる金融機関を利用する場合には、旧債務の金融機関の同意を得ていること
- *「旧債務」とは、借換前の区の制度融資残高のことをいいます。

◇ 事業に関係ない資金(生活資金・納税資金・借入金返済資金・投機資金等)の申込みはできません。

◇ 返済方法は元金均等月賦償還で、据置期間中は利息分のみ返済です。(返済回数は原則2回以上で設定)

※3 小企業資金と小企業借換資金は、豊島区制度融資及び他機関(都など)の信用保証協会の保証付き融資の保証融資残高が新規申込額をあわせて2,000万円以内であることが必要です。

※ 利率は年度途中で変更となる場合があります。

4 申込みに必要な書類

すべての書類がそろっていない場合は、受付できかねます。

※豊島区中小商工業融資借入申込書と創業計画書はとしまビジネスサポートセンターホームページよりダウンロードできます。 <https://www.toshima-biz.com/>

※下記書類の他にも提出をお願いする場合があります。

1 運転資金・設備資金・小企業資金・小企業借換資金・経営安定借換資金を利用される方

個人事業主	法人
☐ ①豊島区中小商工業融資借入申込書 ＊申請印は個人事業主の登録印 ＊コピー不可	☐ ①豊島区中小商工業融資借入申込書 ＊申請印は法人代表者の登録印 ＊コピー不可
☐ ②個人事業主の直近の住民税納税証明書のコピー	☐ ②法人代表者の直近の住民税納税証明書のコピー
＊令和6年または7年1月1日現在の住民登録地の税務課で発行されます ＊非課税の場合でも非課税証明書が必要です ＊令和6年または7年1月1日現在豊島区に個人事業主、法人代表者の住民登録があり、区が納税状況を確認することを承諾する場合は不要です（代行申請の場合は代行者にお伝えすることがあります）	
☐ ③直近の個人事業税の納税証明書のコピー ＊都税事務所（P5参照）で発行されます ＊非課税の場合は、不要です	☐ ③直近の法人事業税・法人住民税の納税証明書のコピー ＊都税事務所（P5参照）で発行されます
☐ ④直近の所得税確定申告書及び決算書一式のコピー	☐ ④直近の法人税確定申告書及び決算書一式のコピー
☐ ⑤見積書（資金使途が設備の場合）のコピー	☐ ⑤見積書（資金使途が設備の場合）のコピー
＊以下の要件を備えた見積書であること a 借受人の会社名、氏名が記載されたもの b 新・増改築、修繕の場合は、物件の住所等が記載されたもの c 発行日から1か月以内で見積業者の社名・社印のあるもの（スタンプ及び担当者印は不可） d 内訳の添付があるもの	
	☐ ⑥履歴事項全部証明書のコピー ＊法務局（P5参照）で発行されます ＊発行から3か月以内のもの

※借換で、旧債務を扱っている金融機関とは異なる金融機関を利用する場合には、旧債務の金融機関の同意書（信用保証協会所定の様式のコピー）が必要となります。

2 起業資金を利用される方

☐ (1) 上記の①・②・⑤・⑥（⑥は法人で登記済みの場合のみ）
☐ (2) 創業計画書（所定様式）、創業計画添付書等（面談でお渡しします）
☐ (3) 資格・許認可等を必要とする業種は、その資格・許認可証等
☐ (4) 相談員との面談で準備・作成した書類

3 各種証明書発行機関

法人事業税・法人都民税、 個人事業税の納税証明書	履歴事項全部証明書
豊島都税事務所 豊島区西池袋1-17-1 東京都豊島合同庁舎 TEL.3981-1211	東京法務局豊島出張所 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎 TEL.3971-1616

4 住民税・事業税等の納付確認期間

	申込時期	個人事業主	法 人	納期限について
住 民 税	4・5・6月	6年度4期分まで	・毎月お支払い(特別徴収)の方は、直近の納期分まで(毎月10日が前月分の納期限です) ・年4回でお支払い(普通徴収)の方は、左記個人事業主と同じ	普通徴収の納期限 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日 土・日・祝日にあたる ときは翌営業日です。
	7・8月	7年度1期分まで		
	9・10月	7年度2期分まで		
	11・12・1月	7年度3期分まで		
	2・3月	7年度4期分まで		
事業税等	4～8月	6年度2期分まで	直近の事業年度の納付期限分まで	個人事業税は年2回 (8月・11月)の 分割納付。
	9～11月	7年度1期分まで		
	12～3月	7年度2期分まで		

5 注意事項

1. 申込みできない方

- (1) 原則として、申込日前の1年間で3か月以上休業している場合は、申込みできません。
- (2) 金融機関の取引停止処分または信用保証協会の代位弁済を受けている方、区の損失補償を受けた方は、申込みできません。

2. 申込み手続きの注意点

- (1) 原則として事業主がお申込みください。代行申請をする方は、社員証をお持ちください。
- (2) 区の融資あっせんを利用中の方(返済中)は、取扱金融機関の代行(名刺をお持ちください)も可能です。ただし、借換資金の場合は、原則として事業主がお申込みください。委任する場合、委任状(記名押印済のもの)が必要です。
- (3) 融資実行までに1か月ほどかかります。
- (4) 紹介状の有効期間は、発行日から3か月です。お早めに金融機関にお持ちください。
- (5) 利子補給の請求・受領は申込先の金融機関が代行します。
- (6) 申込み内容に誤り・偽り等があったときは、利子補給を行わない場合があります。

3. 利子補給を停止する場合

- (1) **主たる事業所または本店登記地を豊島区外に移したとき。**
- (2) 繰り上げ完済したとき。
- (3) 返済が滞ったとき。
- (4) 代位弁済となったとき。
- (5) 事業を廃止したとき。
- (6) 最終返済期限が到来したとき。
※当該融資資金の実行時の最大月数を経過したとき。
※返済計画を途中で変更しても、当初の返済計画通り返済したものとみなして利子補給します。
(一部繰り上げて返済した場合は除く)

4 追加融資を受ける場合

同一資金	①同一資金の限度額より融資残額を差し引いた額を限度とします ②取扱金融機関の中から任意の金融機関を選択できます（P8参照）
異なる資金	①申込む資金の限度額以内で、他の資金融資残額と合計して5,000万円を限度とします ②取扱金融機関の中から任意の金融機関を選択できます（P8参照）
借換資金	①東京都制度融資や金融機関独自の融資など、豊島区制度融資以外のものは借換資金の対象になりません ②旧債務を扱っている金融機関とは異なる金融機関を利用する場合には、旧債務の金融機関の同意が必要です

小企業融資・小企業借換融資・起業融資を利用する場合、東京都の「小口」「創業融資」の要件を満たし、かつ、豊島区の「小企業融資」・「小企業借換融資」・「起業融資」の要件を満たす方は、都の信用保証料補助と区の利子補給を併用できる場合があります。

Ⅱ 日本政策金融公庫融資への利子補給

日本政策金融公庫の国民生活事業が取り扱う下表の資金を利用する場合に、区が1年毎に利子補給を行います。令和7年1月～12月に支払われた利子への補給の申込みは、令和7年12月1日から12月26日まで（期間厳守）に行ってください。**申込みは毎年必要**です。申込み方法や対象となる方の要件等詳細は毎年11月に、としまビジネスサポートセンターホームページに掲載します。

- ※ お借入中の融資が下表に該当するか、**日本政策金融公庫にご確認の上、利子補給の申請を行ってください。**
- ※ 限度額および上限利率（年度途中で変更する場合があります）は、融資実行額ごとに適用され、それぞれに利子補給をします。
- ※ LLP（有限責任事業組合）は、利子補給の対象となりません。

対象制度・資金名	使 途	利子補給対象			備 考
		期 間	融資限度額	上限利率	
国民生活事業 ※ 令和6年度貸付分から	運 転	60か月	1,000万円	1.2%	
	設 備	84か月	1,000万円	1.2%	
新創業融資制度 ※ 令和5年度貸付分まで	運 転	60か月	1,000万円	1.2%	
	設 備	84か月	1,000万円	1.2%	
環境・エネルギー対策資金	設 備	60か月	1,000万円	1.2%	
日本政策金融公庫 池袋支店 国民生活事業			豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル10階 TEL.3983-2131 https://www.jfc.go.jp/		

- ※ 新創業融資制度は、令和5年度いっぱい終了となりました。
- ※ 国民生活事業は、令和6年度以降貸付分の無担保かつ税申告を2期終えてない方向けの利率を適用されている方に限ります。

Ⅲ

中小企業信用保険法第2条第5項による認定制度(セーフティネット保証)

セーフティネット保証は、取引先の再生手続の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、保証限度額の別枠化等を行う中小企業庁の制度です。

認定の種類

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1号：連鎖倒産防止 | 5号：業況の悪化している業種（全国的） |
| 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 | 6号：取引金融機関の破綻 |
| 3号：突発的災害（事故等） | 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整 |
| 4号：突発的災害（自然災害等） | 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡 |

認定を受けることにより、以下の特例措置が受けられます。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ○信用保証協会の別枠保証の利用 | ○信用保証協会の保証料率の優遇 |
| ○経営支援融資（東京都制度融資）の利用 | ○1～6号は責任共有制度の対象外（5号は除く） |

◆認定の申込み

1 認定の対象

認定の要件は中小企業庁のホームページでご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

※認定を受けることで融資が約束されるわけではありません。



2 申込みに必要な書類

認定要件ごとに必要書類が異なります。

としまビジネスサポートセンターホームページでご確認ください。

※認定申請書は、としまビジネスサポートセンターホームページよりダウンロードできます。

<https://www.toshima-biz.com/>



豊島区取扱金融機関一覧（五十音順）

金融機関名	支店名	所在地	電話
朝日信用金庫	大塚支店	文京区大塚5-9-2 新大塚プラザ2階	3947-3555
	西巣鴨支店	北区滝野川16-3-1	3916-5241
	神明支店	文京区本駒込5-73-10	5685-5011
	板橋支店	板橋区熊野町11-8	3957-2101
きらぼし銀行	池袋支店	東池袋2-61-3	3982-6131
	東池袋支店	東池袋2-61-3	3983-3221
	西池袋支店	東池袋2-61-3	3984-5851
	椎名町支店 受付:江古田支店	練馬区栄町6-5	3994-4321
	板橋支店	板橋区板橋1-17-1	3963-3681
	滝野川支店	北区王子2-24-1エムビル1階2階	6903-3582
群馬銀行	池袋支店	池袋2-1-6群馬銀行池袋ビル9階10階	3984-1601
興産信用金庫	城西支店	長崎1-9-3	3957-7271
西京信用金庫	池袋支店	西池袋1-44-1	3971-0291
	雑司が谷支店	目白2-16-19	3982-5031
	江古田支店	練馬区栄町44-7	3993-7611
	大山支店	板橋区大山町3-5	3956-4136
商工組合中央金庫	池袋支店	南池袋1-21-10	3988-6311
城北信用金庫	巣鴨支店	西巣鴨1-12-1	3915-1151
	駒込支店	北区中里2-21-3	3940-1151
	東池袋支店 受付:巣鴨支店	西巣鴨1-12-1	3915-1151
	長崎支店 受付:落合支店	新宿区西落合3-1-5	3954-1151
	落合支店	新宿区西落合3-1-5	3954-1151
	本店	巣鴨2-10-2	3918-1132
巣鴨信用金庫	大塚支店	南大塚2-35-5	3944-1151
	池袋支店	池袋2-48-1	3981-1201
	東池袋支店	東池袋3-22-17 東池袋セントラルプレイス2F	3987-1201
	駒込支店	駒込3-3-20	3918-1201
	椎名町支店	長崎1-20-8	3959-1113
	池袋本町支店 受付:池袋支店	池袋2-48-1	3981-1201
	北大塚支店 受付:大塚支店	南大塚2-35-5	3944-1151
	板橋駅前支店 受付:板橋支店	板橋区板橋1-42-18	3961-1601
	江古田支店	練馬区旭丘1-55-1	3951-1121
	幸町支店 受付:板橋南営業センター	板橋区幸町19-3 2F	6909-3931
	早稲田支店	新宿区西早稲田3-13-5	3203-5111
	新江古田支店	新宿区西落合4-25-8	5988-5651
西武信用金庫	池袋支店	南池袋2-28-13 KHK池袋ビル3階	5955-3101
全東栄信用組合	下板橋支店	池袋本町4-37-9	3986-0171
	東長崎支店	南長崎5-10-14	3951-9111
第一勧業信用組合	巣鴨支店	巣鴨2-4-2	3918-0401
	目白支店	新宿区下落合3-12-18	3953-4411

金融機関名	支店名	所 在 地	電 話
大光銀行	東 京 支 店	池袋2-40-13 池袋デュープレックスビズ12階	3988-1221
大東京信用組合	大 塚 支 店	北大塚1-34-12	3918-6411
瀧野川信用金庫	西ヶ原支店	北区西ヶ原2-45-12	3910-3911
東京三協信用金庫	本 店	新宿区高田馬場2-17-3	3200-7121
	池 袋 支 店	西池袋5-4-6	3984-3551
	早稲田支店	新宿区西早稲田1-9-18	3204-2211
	西落合支店	新宿区西落合2-10-1	5996-2711
東京シティ信用金庫	池袋本町支店	池袋本町2-39-12	3986-2831
	高田馬場支店	新宿区高田馬場3-24-1	3363-7721
東京信用金庫	本 店	東池袋1-12-5	3984-9110
	要 町 支 店	要町1-1-1	3957-3161
	椎名町支店	南長崎3-2-14	3953-4611
	東長崎支店	南長崎5-28-4	3952-3151
	高田馬場支店	新宿区高田馬場3-2-1	3363-0711
	江戸川橋支店	新宿区山吹町269-3	3268-6161
東京東信用金庫	板 橋 支 店	板橋区大谷口上町90-4	3972-7171
	滝野川支店	北区滝野川11-48-1	3917-8131
	江古田支店	練馬区旭丘1-27-9	3952-1236
東日本銀行	池 袋 支 店	西池袋2-41-8 I・O・Bビル3F	3971-4126
	板橋駅前支店		
	駒 込 支 店	新宿区新宿1-8-5	3351-6101
	高田馬場支店		
文化産業信用組合	本 店	千代田区神田神保町1-101	3292-2711
北陸銀行	新 宿 支 店	新宿区西新宿7-20-3	5389-7111
みずほ銀行 (※)	大 塚 支 店	北大塚2-13-1	(※)
	池袋西口支店	東池袋1-18-1 (池袋支店内)	
	池 袋 支 店	東池袋1-18-1	
	高田馬場支店	新宿区高田馬場3-3-6	
	駒 込 支 店	文京区本駒込6-1-1	
(※) ご相談、お申し込みは法人営業オフィスにて承ります。 みずほ銀行 法人営業オフィス 千代田区神田錦町2-11 03-6631-9542			
三菱UFJ銀行	池 袋 支 店	南池袋2-28-10	3984-2131
	池袋東口支店	南池袋2-28-10	3984-7311
	西池袋支店	南池袋2-28-10	3986-5111
	池袋西口支店	南池袋2-28-10	5992-3811
	巣 鴨 支 店	南大塚3-53-11	3983-0150
	大 塚 支 店	南大塚3-53-11	3983-9121
	法人受付:池袋支店	南池袋2-28-10	3986-5052
	駒 込 支 店 法人受付:王子支店	駒込2-3-1 北区王子1-10-18	3910-1111 3911-3927
武蔵野銀行	法人受付: 池袋法人営業部	南池袋2-28-10	3984-2167
	池 袋 支 店	東池袋1-24-1 (ニッセイ池袋ビル11F)	5955-1721
山梨中央銀行	荻 窪 支 店	杉並区南荻窪1-42-15	3331-0101
りそな銀行	池 袋 支 店	南池袋1-21-5	3987-3111
	新 宿 支 店	新宿区新宿3-2-1	3356-3232

問い合わせ先



としまビジネスサポートセンター

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所7階

TEL.03-5992-7022 FAX.03-5992-7023

ご利用時間：9:30～16:30/月～金（祝日・年末年始は除く）

<https://www.toshima-biz.com/> としまビジネスサポートセンター

検索

